環 境 保 全 協 定 書

いなべ市(以下「甲」という。)と　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は、乙が、いなべ市内において　　　　　　　　　　　を行うにあたり、いなべ市環境保全条例(平成15年いなべ市条例第105号)の趣旨に基づき、公害による住民の健康及び生活環境に係る被害を未然に防止することを目的として、乙の運営に伴い乙が遵守すべき事項並びに甲及び乙が講ずべき事項等について、次のとおり協定する。

第１章　総則

　(公害防止の基本姿勢)

第１条　乙は、工場の操業に伴う一切の公害を発生させないことを基本理念として、最善の公害防止対策を実施し、特に公害防止施設の投資にあたっては、最高の技術水準のものを設置するものとする。

　(協定の理念)

第２条　乙は、企業として環境保全及び公害の防止が重大な社会的責務であることを認識し、工場の操業にあたっては住民保護の責務を有する甲と緊密な連携を図りこの協定を積極的に履行することは勿論、甲及び乙は、環境保全及び公害の防止のため最善の努力をするものとする。

　(定義)

第３条　この協定において「公害」とは、環境基本法(平成５年法律第91号)第２条第３項に規定するものをいう。

２　この協定において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第２条第１項に規定するものをいう。

３　この協定において「生活環境」とは、人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含める。

　第２章　施設の整備等

　(施設の整備等)

第４条　乙は、公害防止対策を的確に実施し、公害防止施設について、その改善を図るとともに細心の注意を払って運転管理し、その機能を充分発揮させるようにするものとする。

２　乙は、生産能力の変更に関する設備(廃棄物処理施設を含む)及び公害防止施設について、増設、改造等の変更を加えようとするとき、又は、公害防止に関する措置を変更しようとするときは、事前にその計画について甲と協議し、その意向を尊重するものとする。

　第３章　相互協力・調査研究等

　(相互協力)

第５条　乙は、甲が行う公害防止に関する行政指導等に対し、積極的に協力するものとし、甲は、乙が行う公害防止に関する調査研究等について積極的に協力するものとする。

　(調査、研究等)

第６条　乙は、工場の運営が周辺の生活環境に及ぼす影響について、必要に応じ調査等を行うとともに、甲が行う環境の調査、研究等に積極的に協力するものとする。

　第４章　立入調査及び資料の提出等

　(立入調査)

第７条　甲は、公害防止及び環境保全上必要と認めるときは、甲及び甲の必要と認めた者による工場の立入調査、測定等を行うことができるものとし、また、その必要な事項についての資料の提出及び協力を求めたときは、乙は速やかにこれに応じなければならない。

　(資料の保存及び提出)

第８条　乙は、工場における公害及び廃棄物処理に係る記録を５年間保管するものとする。

２　乙は、前項の規定及び第６条により行った調査、記録等について、甲が環境保全上その提出又は説明を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。

　第５章　公害の防止対策等

　(公害の防止対策)

第９条　乙は、工場の運営に伴って発生し、又は発生するおそれのある公害の防止及び廃棄物の保管、処理・処分等については、適正な措置を講ずるとともに、公害の未然防止のために、積極的に調査、研究に努めるものとする。

２　乙が遵守すべき個別の基準値及び対策については、公害諸法令並びに三重県生活環境の保全に関する条例等を遵守するほか、別に定める「付属協定書」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

　第６章　事故時の措置

　(事故時の措置)

第10条　乙は、工場の施設に故障・破損等の事故が発生又は発生するおそれがあるときは直ちに応急の措置を講ずるとともに、公害発生のおそれがある場合は、甲にその状況を速やかに報告し、事故等の復旧に努めるものとする。

　第７章　廃棄物の処理

　(廃棄物の処理)

第11条　乙は、公害発生のおそれのある廃棄物の処理計画について事前に甲と協議し、その指導に従うものとする。

　第８章　公害防止施設の改善等

　(公害防止施設の改善等)

第12条　乙は、公害防止に関する技術開発の進展に伴い、各種の公害防止施設について積極的にその改善を行い、「付属協定書」に定める各公害防止対策で定めた基準値により、さらに低減させるように努めるものとする。

　第９章　公害担当機構及び監視測定体制の確立

　(公害担当機構及び監視測定体制の確立)

第13条　乙は、公害防止対策を積極的に実施するため、工場内に公害担当機構を設置し、公害防止施設からの公害発生を未然に防止するために常時監視するとともに、公害防止施設の測定体制を確立し、測定結果を別に定める「付属協定書」に従い甲に報告するものとする。

２　乙は、甲との連絡を密にするため、公害担当機構の中に連絡担当者を置くものとする。

　(責任体制等)

第14条　乙は、この協定を適切に実施するための担当部門及び責任者を定める等、責任体制を明確にし、その充実に努めるものとする。

２　乙は、前項の担当部門及び責任者等を定めたとき、又は変更したときは、速やかに甲に報告するものとする。

第10章　公害原因調査及び被害補償等

　(公害原因調査及び被害補償等)

第15条　工場周辺において乙の操業に起因すると思われる公害が発生した場合、甲(その委託を受けた機関を含む)は、速やかにその原因究明のための調査を実施するものとし、当該調査について、乙は、積極的に協力するものとする。

２　甲は前項の調査の結果を報告し、工場の操業に起因して住民の健康又は財産等に被害を与えたと認められるときは、乙の故意・過失の有無に関わらず、乙は速やかにその加害原因を除去するとともに被害者に対し、被害補償の要求の協議に応じ、誠意を持ってその解決にあたるものとする。

３　甲は、前項の問題の解決に積極的に取り組み、なお、その解決が不能と判断した場合は、公害紛争処理法に基づく処理に委ねるように両者に勧告するものとする。

　第11章　違反時措置

　(違反時の措置)

第16条　甲は、乙がこの協定に違反したと認めたときは、乙に対し、必要な措置をとることを勧告するものとし、乙はこれに従うものとする。

２　前項の措置によっても、なお違反事実が継続して解消されないため重大な影響を及ぼすと甲が認めた場合は、甲は、それが解消されるまでの間、工場の操業の全部又は一部の停止若しくは短縮を命ずることができる。

　第12章　工場の操業に関する企業等に対する責務

　(工場の操業に関する企業等に対する責務)

第17条　乙は、工場の操業に関連する企業等(以下「関連企業」という。)に対し、公害防止についての指導及び監督等を行うとともに、万一その者が工場における作業等に起因して公害を発生させたときは、乙の責任において関連企業(廃棄物排出事業所を含む)に対しこれを処理させるものとする。

　第13章　環境整備

　(環境整備)

第18条　乙は、工場内の環境美化及び環境整備等に努めるものとする。

　第14章　公表

　(公表)

第19条　甲及び乙は、この協定に規定する諸事項について、第三者からの要請があったときは、事前に相手方の承諾を得たうえで公表することができるものとする。

２　甲及び乙は、この協定の履行にあたり知り得た甲又は乙、乙の関連企業及び業務上の機密事項については、機密保持者への事前の書面による承諾なく、第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。

　第15章　地位の承継

　(地位の承継)

第20条　乙は、自己の管理又は所有に属する施設を第三者に譲渡し、又は貸与しようとするときは、予めその旨を甲に報告するものとする。

２　前項の場合、乙よりその施設を承継した者は、この協定に規定する一切の地位を承継するものとする。

　第16章　改定

　(改定)

第21条　この協定に規定する事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議し改定するものとする。

　第17章　協　議

　(協議)

第22条　この協定に基づく甲及び乙の取り決めについて疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項は、甲及び乙が協議のうえ別に覚書で定めるものとする。

この協定成立の証として、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえそれぞれその１通を保有する。

　令和　　年　　月　　日

甲　　三重県いなべ市北勢町阿下喜３１番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　いなべ市長　　日　　沖　　　　靖

　　　　　　　　　　　　　　　　　乙